

カリキュラム及び講師要件

1 カリキュラム

(1) 介護職員初任者研修課程 130時間

科目	項目	時間数	実習を行う場合の時間数
1 職務の理解	1-1 多様なサービスの理解 1-2 介護職の仕事内容や働く現場の理解	6	4
2 介護における尊厳の保持・自立支援	2-1 人権と尊厳を支える介護 2-2 自立に向けた介護	9	9
3 介護の基本	3-1 介護職の役割、専門性と多職種との連携 3-2 介護職の職業倫理 3-3 介護における安全の確保とリスクマネジメント 3-4 介護職の安全	6	6
4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	4-1 介護保険制度 4-2 医療との連携とリハビリテーション 4-3 障害福祉制度及びその他制度	9	9
5 介護におけるコミュニケーション技術	5-1 介護におけるコミュニケーション 5-2 介護におけるチームのコミュニケーション	6	6
6 老化の理解	6-1 老化に伴うこころとからだの変化と日常 6-2 高齢者と健康	6	6
7 認知症の理解	7-1 認知症を取り巻く状況 7-2 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理 7-3 認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活 7-4 家族への支援	6	6
8 障害の理解	8-1 障害の基礎的理解 8-2 障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識 8-3 家族の心理、かかわり支援の理解	3	3
9 こころとからだのしくみと生活支援技術	9-1 介護の基本的な考え方	2	2
	9-2 介護に関するこころのしくみの基礎的理解	5	5
	9-3 介護に関するからだのしくみの基礎	5	5

科目	項目	時間数	実習を行う場合の時間数
	的理解		
	9-4 生活と家事	6	5
	9-5 快適な居住環境整備と介護	3	3
	9-6 整容に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護	6	5
	9-7 移動・移乗に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護	1 2	1 1
	9-8 食事に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護	6	5
	9-9 入浴、清潔保持に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護	6	5
	9-10 排泄に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護	6	5
	9-11 睡眠に関したところとからだのしくみと自立に向けた介護	4 . 5	4 . 5
	9-12 死にゆく人に関したところとからだのしくみと終末期介護	1 . 5	1 . 5
	9-13 介護過程の基礎的理解	2	2
	9-14 総合生活支援技術演習	1 0	1 0
10 振り返り	10-1 振り返り		
	10-2 就業への備えと研修修了後における継続的な研修	4	4
実習	特養等施設見学	0	8
	訪問介護事業所等見学	0	
合計		1 3 0	1 3 0

※ 同一講師が担当できるのは、「項目」欄のうち6項目以内とする。

※ 上記とは別に、筆記試験による修了評価（1時間程度）を実施すること。

(2) 生活援助従事者研修課程 59時間

科目	項目	時間数
1 職務の理解	1-1 多様なサービスの理解 1-2 介護職の仕事内容や働く現場の理解	2
2 介護における尊厳の保持・自立支援	2-1 人権と尊厳を支える介護 2-2 自立に向けた介護	6
3 介護の基本	3-1 介護職の役割、専門性と多職種との連携 3-2 介護職の職業倫理 3-3 介護における安全の確保とリスクマネジメント 3-4 介護職の安全	4
4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	4-1 介護保険制度 4-2 医療との連携とリハビリテーション 4-3 障害福祉制度及びその他制度	3
5 介護におけるコミュニケーション技術	5-1 介護におけるコミュニケーション 5-2 介護におけるチームのコミュニケーション	6
6 老化と認知症の理解	6-1 老化に伴うこころとからだの変化と日常 6-2 高齢者と健康 6-3 認知症を取り巻く状況 6-4 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理 6-5 認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活 6-6 家族への支援	9
7 障害の理解	7-1 障害の基礎的理解 7-2 障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識 7-3 家族の心理、かかわり支援の理解	3
8 こころとからだのしくみと生活支援技術	8-1 介護の基本的な考え方	7. 5
	8-2 介護に関するこころのしくみの基礎的理解	
	8-3 介護に関するからだのしくみの基礎的理解	
	8-4 生活と家事	12. 5
	8-5 快適な居住環境整備と介護	
	8-6 移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	
	8-7 食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	

科目	項目	時間数
	8-8 睡眠に関したところとからだのしくみと自立に向けた介護	
	8-9 死にゆく人に関したところとからだのしくみと終末期介護	
	8-10 介護過程の基礎的理解	2
9 振り返り	9-1 振り返り 9-2 就業への備えと研修修了後における継続的な研修	2
実習	8-6 移動・移乗に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護	2
合計		5 9

※「8 こころとからだのしくみと生活支援技術」の「8－6 移動・移乗に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護」については、講義・演習の他に、移動・移乗に関連した実習を2時間実施すること。

※ 同一講師が担当できるのは、「項目」欄のうち6項目以内とする。

※上記とは別に、筆記試験による修了評価（0.5時間程度）を実施すること。

2 講師要件

(1) 介護職員初任者研修課程 130時間

1 職務の理解 6時間【実習を行う場合、4時間】		
項目	資格等	注意事項
1-1 多様なサービスの理解	○介護福祉士 ○介護職員基礎研修課程修了者 ○実務者研修修了者 ○訪問介護員1級課程の修了者 ○介護支援専門員	資格取得又は修了後、5年以上の実務経験を有することを要する。
1-2 介護職の仕事内容や働く現場の理解	○訪問指導、訪問看護に現に従事し、又は従事していた保健師、看護師又は准看護師 ○当該科目に相当する科目を教えている教員等（非常勤を含む。） ○当該社会福祉施設の施設長、管理者等の職員 ○在宅福祉サービスと連携をとって活動している保健師、看護師、精神科医師又は精神保健福祉士 ○その他	

2 介護における尊厳の保持・自立支援 9時間		
項目	資格等	注意事項
2-1 人権と尊厳を支える介護	○介護福祉士 ○介護職員基礎研修課程修了者 ○実務者研修修了者 ○訪問介護員1級課程の修了者 ○介護支援専門員	資格取得又は修了後、5年以上の実務経験を有することを要する。
2-2 自立に向けた介護	○訪問指導、訪問看護に現に従事し、又は従事していた保健師、看護師又は准看護師 ○当該科目に相当する科目を教えている教員等（非常勤を含む。） ○社会福祉士（「人権と尊厳を支える介護」のみ） ○在宅福祉サービスと連携をとって活動している保健師、看護師、精神科医師又は精神保健福祉士 ○その他	

3 介護の基本 6 時間		
項目	資格等	注意事項
3-1 介護職の役割、専門性と多職種との連携	○介護福祉士 ○介護職員基礎研修課程修了者 ○実務者研修修了者 ○訪問介護員1級課程の修了者 ○介護支援専門員	資格取得又は修了後、5年以上の実務経験を有することを要する。
3-2 介護職の職業倫理	○訪問指導、訪問看護に現に従事し、又は従事していた保健師、看護師又は准看護師	
3-3 介護における安全の確保とリスクマネジメント	○当該科目に相当する科目を教えている教員等（非常勤を含む。） ○当該社会福祉施設の施設長、管理者等の職員 ○在宅福祉サービスと連携をとって活動している保健師、看護師、精神科医師又は精神保健福祉士	
3-4 介護職の安全	○その他	

4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携 9 時間		
項目	資格等	注意事項
4-1 介護保険制度	○社会福祉士 ○当該科目に相当する科目を教えている教員等（非常勤を含む。）	資格取得又は修了後、5年以上の実務経験を有することを要する。
4-3 障害福祉制度及びその他制度	○当該社会福祉施設の施設長、管理者等の職員 ○当該科目を担当する現職の行政職員 ○その他	
4-2 医療との連携とリハビリテーション	○理学療法士 ○作業療法士 ○言語聴覚士 ○リハビリテーションを専門とする医師 ○訪問診療を行っている医師 ○当該科目に相当する科目を教えている教員等（非常勤を含む。） ○その他	

5 介護におけるコミュニケーション技術 6 時間		
項目	資格等	注意事項
5-1 介護におけるコミュニケーション	○介護福祉士 ○介護職員基礎研修課程修了者 ○実務者研修修了者 ○訪問介護員 1 級課程の修了者 ○介護支援専門員 ○訪問指導、訪問看護に現に従事し、又は従事していた保健師、看護師又は准看護師 ○当該科目に相当する科目を教えている教員等（非常勤を含む。） ○在宅福祉サービスと連携をとって活動している保健師、看護師、精神科医師又は精神保健福祉士 ○その他	資格取得又は修了後、5 年以上の実務経験を有することを要する。
5-2 介護におけるチームのコミュニケーション	○介護福祉士 ○介護職員基礎研修課程修了者 ○実務者研修修了者 ○訪問介護員 1 級課程の修了者 ○介護支援専門員 ○訪問指導、訪問看護に現に従事し、又は従事していた保健師、看護師又は准看護師 ○当該科目に相当する科目を教えている教員等（非常勤を含む。） ○在宅福祉サービスと連携をとって活動している保健師、看護師 ○その他	

6 老化の理解 6 時間		
項目	資格等	注意事項
6-1 老化に伴うところとからだの変化と日常	○介護福祉士 ○介護職員基礎研修課程修了者 ○実務者研修修了者 ○訪問介護員 1 級課程の修了者 ○介護支援専門員 ○訪問指導、訪問看護に現に従事し、又は従事していた保健師、看護師又は准看護師 ○当該科目に相当する科目を教えている教員等（非常勤を含む。） ○医師 ○在宅福祉サービスと連携をとって活動している保健師、看護師、精神科医師又は精神保健福祉士 ○その他	資格取得又は修了後、5 年以上の実務経験を有することを要する。
6-2 高齢者と健康	○医師 ○保健師、看護師 ○当該科目に相当する科目を教えている教員等（非常勤を含む。） ○その他	

7 認知症の理解 6 時間		
項目	資格等	注意事項
7-1 認知症を取り巻く状況	○介護福祉士 ○介護職員基礎研修課程修了者 ○実務者研修修了者 ○訪問介護員 1 級課程の修了者 ○介護支援専門員 ○認知症介護実践者研修修了者 ○訪問指導、訪問看護に現に従事し、又は従事していた保健師、看護師又は准看護師 ○当該科目に相当する科目を教えている教員等（非常勤を含む。） ○在宅福祉サービスと連携をとって活動している保健師、看護師、精神科医師又は精神保健福祉士 ○その他	資格取得又は修了後、5 年以上の実務経験を有することを要する。
7-2 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理	○医師 ○保健師、看護師 ○当該科目に相当する科目を教えている教員等（非常勤を含む。） ○その他	
7-3 認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活 7-4 家族への支援	○介護福祉士 ○介護職員基礎研修課程修了者 ○実務者研修修了者 ○訪問介護員 1 級課程の修了者 ○介護支援専門員 ○訪問指導、訪問看護に現に従事し、又は従事していた保健師、看護師又は准看護師 ○当該科目に相当する科目を教えている教員等（非常勤を含む。） ○認知症介護実践者研修修了者 ○在宅福祉サービスと連携をとって活動している保健師、看護師、精神科医師又は精神保健福祉士 ○その他	

8 障害の理解 3 時間		
項目	資格等	注意事項
8-1 障害の基礎的理解 8-2 障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識	○医師 ○保健師、看護師 ○当該科目に相当する科目を教えている教員等（非常勤を含む。） ○その他	資格取得又は修了後、5年以上の実務経験を有することを要する。
8-3 家族の心理、かかわり支援の理解	○社会福祉士 ○介護福祉士 ○介護職員基礎研修課程修了者 ○実務者研修修了者 ○訪問介護員1級課程の修了者 ○介護支援専門員 ○訪問指導、訪問看護に現に従事し、又は従事していた保健師、看護師又は准看護師 ○当該科目に相当する科目を教えている教員等（非常勤を含む。） ○在宅福祉サービスと連携をとって活動している保健師、看護師、精神科医師又は精神保健福祉士 ○その他	

9 こころとからだのしくみと生活支援技術 7 5 時間 【実習を行う場合、6 9 時間】		
項目	資格等	注意事項
9-1 介護の基本的な考え方 9-2 介護に関するこころのしくみの基礎的理解 9-3 介護に関するからだのしくみの基礎的理解 9-4 生活と家事 9-5 快適な居住環境整備と介護 9-6 整容に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 9-7 移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 9-8 食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 9-9 入浴、清潔保持に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 9-10 排泄に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 9-11 睡眠に関したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	○介護福祉士 ○介護職員基礎研修課程修了者 ○実務者研修修了者 ○訪問介護員 1 級課程の修了者 ○訪問指導、訪問看護に現に従事し、又は従事していた保健師、看護師又は准看護師 ○当該科目に相当する科目を教えている教員等（非常勤を含む。） ○在宅福祉サービスと連携をとって活動している保健師、看護師、精神科医師又は精神保健福祉士 ○作業療法士、医師、福祉住環境コーディネーター、福祉用具専門相談員 (9-5「快適な居住環境整備と介護」のみ) ○理学療法士 (9-5「快適な居住環境整備と介護」、9-7「移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護」のみ) ○栄養士 (9-8「食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護」のうち、食事及び栄養に関する分野のみ) ○歯科医師、歯科衛生士 (9-8「食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護」のうち、口腔ケアに関する分野のみ) ○その他	資格取得又は修了後、5 年以上の実務経験を有することを要する。

9-12 死にゆく人に関 したところとから だのしくみと終末 期介護		
9-13 介護過程の基礎 的理解		
9-14 総合生活支援技 術演習		

10 振り返り 4時間		
項目	資格等	注意事項
10-1 振り返り 10-2 就業への備えと 研修修了後におけ る継続的な研修	○介護福祉士 ○介護職員基礎研修課程修了者 ○実務者研修修了者 ○訪問介護員1級課程の修了者 ○介護支援専門員 ○訪問指導、訪問看護に現に従事 し、又は従事していた保健師、看 護師又は准看護師 ○当該科目に相当する科目を教え ている教員等（非常勤を含む。） ○当該社会福祉施設の施設長、管理 者等の職員 ○在宅福祉サービスと連携をとっ て活動している保健師、看護師、 精神科医師又は精神保健福祉士 ○その他	資格取得又 は修了後、 5年以上の 実務経験を 有すること を要する。

- ※ 「その他」とは、資格等を有する者と同等以上の能力・経験を有すると認められる者をいう（「5年以上の実務経験」を要するものではないが、申請時に「同等以上」の能力・経験を有すると認められる旨の理由書を提出すること。）。
- ※ 実務経験が必要な講師については、実務から長期間離れていないことが望ましい。
- ※ 同一講師が担当できるのは、「項目」欄のうち6項目以内とする。

(2) 生活援助従事者研修課程 59時間

1 職務の理解 2時間		
項目	資格等	注意事項
1-1 多様なサービスの理解	○介護福祉士 ○介護職員基礎研修課程修了者 ○実務者研修修了者 ○訪問介護員1級課程の修了者 ○介護支援専門員	資格取得又は修了後、3年以上の実務経験を有することを要する。
1-2 介護職の仕事内容や働く現場の理解	○訪問指導、訪問看護に現に従事し、又は従事していた保健師、看護師又は准看護師 ○当該科目に相当する科目を教えている教員等（非常勤を含む。） ○当該社会福祉施設の施設長、管理者等の職員 ○在宅福祉サービスと連携をとって活動している保健師、看護師、精神科医師又は精神保健福祉士 ○その他	

2 介護における尊厳の保持・自立支援 6時間		
項目	資格等	注意事項
2-1 人権と尊厳を支える介護	○介護福祉士 ○介護職員基礎研修課程修了者 ○実務者研修修了者 ○訪問介護員1級課程の修了者 ○介護支援専門員	資格取得又は修了後、3年以上の実務経験を有することを要する。
2-2 自立に向けた介護	○訪問指導、訪問看護に現に従事し、又は従事していた保健師、看護師又は准看護師 ○当該科目に相当する科目を教えている教員等（非常勤を含む。） ○社会福祉士（「人権と尊厳を支える介護」のみ） ○在宅福祉サービスと連携をとって活動している保健師、看護師、精神科医師又は精神保健福祉士 ○その他	

3 介護の基本 4 時間		
項目	資格等	注意事項
3-1 介護職の役割、専門性と多職種との連携	○介護福祉士 ○介護職員基礎研修課程修了者 ○実務者研修修了者 ○訪問介護員1級課程の修了者 ○介護支援専門員	資格取得又は修了後、3年以上の実務経験を有することを要する。
3-2 介護職の職業倫理	○訪問指導、訪問看護に現に従事し、又は従事していた保健師、看護師又は准看護師	
3-3 介護における安全の確保とリスクマネジメント	○当該科目に相当する科目を教えている教員等（非常勤を含む。） ○当該社会福祉施設の施設長、管理者等の職員 ○在宅福祉サービスと連携をとって活動している保健師、看護師、精神科医師又は精神保健福祉士	
3-4 介護職の安全	○その他	

4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携 3 時間		
項目	資格等	注意事項
4-1 介護保険制度	○社会福祉士 ○当該科目に相当する科目を教えている教員等（非常勤を含む。）	資格取得又は修了後、3年以上の実務経験を有することを要する。
4-3 障害福祉制度及びその他制度	○当該社会福祉施設の施設長、管理者等の職員 ○当該科目を担当する現職の行政職員 ○その他	
4-2 医療との連携とリハビリテーション	○理学療法士 ○作業療法士 ○言語聴覚士 ○リハビリテーションを専門とする医師 ○訪問診療を行っている医師 ○当該科目に相当する科目を教えている教員等（非常勤を含む。） ○その他	

5 介護におけるコミュニケーション技術 6 時間		
項目	資格等	注意事項
5-1 介護におけるコミュニケーション	○介護福祉士 ○介護職員基礎研修課程修了者 ○実務者研修修了者 ○訪問介護員 1 級課程の修了者 ○介護支援専門員 ○訪問指導、訪問看護に現に従事し、又は従事していた保健師、看護師又は准看護師 ○当該科目に相当する科目を教えている教員等（非常勤を含む。） ○在宅福祉サービスと連携をとって活動している保健師、看護師、精神科医師又は精神保健福祉士 ○その他	資格取得又は修了後、3 年以上の実務経験を有することを要する。
5-2 介護におけるチームのコミュニケーション	○介護福祉士 ○介護職員基礎研修課程修了者 ○実務者研修修了者 ○訪問介護員 1 級課程の修了者 ○介護支援専門員 ○訪問指導、訪問看護に現に従事し、又は従事していた保健師、看護師又は准看護師 ○当該科目に相当する科目を教えている教員等（非常勤を含む。） ○在宅福祉サービスと連携をとって活動している保健師、看護師 ○その他	

6 老化と認知症の理解 9 時間		
項目	資格等	注意事項
6-1 老化に伴うところとからだの変化と日常	○介護福祉士 ○介護職員基礎研修課程修了者 ○実務者研修修了者 ○訪問介護員 1 級課程の修了者 ○介護支援専門員 ○訪問指導、訪問看護に現に従事し、又は従事していた保健師、看護師又は准看護師 ○当該科目に相当する科目を教えている教員等（非常勤を含む。） ○医師 ○在宅福祉サービスと連携をとって活動している保健師、看護師、精神科医師又は精神保健福祉士 ○ その他	資格取得又は修了後、3 年以上の実務経験を有することを要する。
6-2 高齢者と健康	○医師 ○保健師、看護師 ○当該科目に相当する科目を教えている教員等（非常勤を含む。） ○その他	
6-3 認知症を取り巻く状況	○介護福祉士 ○介護職員基礎研修課程修了者 ○実務者研修修了者 ○訪問介護員 1 級課程の修了者 ○介護支援専門員 ○認知症介護実践者研修修了者 ○訪問指導、訪問看護に現に従事し、又は従事していた保健師、看護師又は准看護師 ○当該科目に相当する科目を教えている教員等（非常勤を含む。） ○在宅福祉サービスと連携をとって活動している保健師、看護師、精神科医師又は精神保健福祉士 ○その他	

6-4 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理	○医師 ○保健師、看護師 ○当該科目に相当する科目を教えている教員等（非常勤を含む。） ○その他	
6-5 認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活 6-6 家族への支援	○介護福祉士 ○介護職員基礎研修課程修了者 ○実務者研修修了者 ○訪問介護員1級課程の修了者 ○介護支援専門員 ○訪問指導、訪問看護に現に従事し、又は従事していた保健師、看護師又は准看護師 ○当該科目に相当する科目を教えている教員等（非常勤を含む。） ○認知症介護実践者研修修了者 ○在宅福祉サービスと連携をとって活動している保健師、看護師、精神科医師又は精神保健福祉士 ○その他	

7 障害の理解 3 時間		
項目	資格等	注意事項
7-1 障害の基礎的理解 7-2 障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識	○医師 ○保健師、看護師 ○当該科目に相当する科目を教えている教員等（非常勤を含む。） ○その他	資格取得又は修了後、3年以上の実務経験を有することを要する。
7-3 家族の心理、かかわり支援の理解	○社会福祉士 ○介護福祉士 ○介護職員基礎研修課程修了者 ○実務者研修修了者 ○訪問介護員1級課程の修了者 ○介護支援専門員 ○訪問指導、訪問看護に現に従事し、又は従事していた保健師、看護師又は准看護師 ○当該科目に相当する科目を教えている教員等（非常勤を含む。） ○在宅福祉サービスと連携をとって活動している保健師、看護師、精神科医師又は精神保健福祉士 ○その他	

8 こころとからだのしくみと生活支援技術 24時間		
項目	資格等	注意事項
8-1 介護の基本的な考え方	○介護福祉士	資格取得又は修了後、3年以上の実務経験を有することを要する。
8-2 介護に関するこころのしくみの基礎的理解	○介護職員基礎研修課程修了者	
8-3 介護に関するからだのしくみの基礎的理解	○実務者研修修了者	
8-4 生活と家事	○訪問介護員1級課程の修了者	
8-5 快適な居住環境整備と介護	○訪問指導、訪問看護に現に従事し、又は従事していた保健師、看護師又は准看護師	
8-6 移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	○当該科目に相当する科目を教えている教員等（非常勤を含む。）	
8-7 食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	○在宅福祉サービスと連携をとって活動している保健師、看護師、精神科医師又は精神保健福祉士	
8-8 睡眠に関したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	○作業療法士、医師、福祉住環境コーディネーター、福祉用具専門相談員 (8-5「快適な居住環境整備と介護」のみ)	
8-9 死にゆく人に関連したこころとからだのしくみと終末期介護	○理学療法士 (8-5「快適な居住環境整備と介護」、8-6「移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護」のみ)	
8-10 介護過程の基礎的理解	○栄養士 (8-7「食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護」のうち、食事及び栄養に関する分野のみ)	
	○歯科医師、歯科衛生士 (8-7「食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護」のうち、口腔ケアに関する分野のみ)	
	○その他	

9 振り返り 2時間		
項目	資格等	注意事項
9-1 振り返り 9-2 就業への備えと 研修修了後における 継続的な研修	○介護福祉士 ○介護職員基礎研修課程修了者 ○実務者研修修了者 ○訪問介護員1級課程の修了者 ○介護支援専門員 ○訪問指導、訪問看護に現に従事し、又は従事していた保健師、看護師又は准看護師 ○当該科目に相当する科目を教えている教員等（非常勤を含む。） ○当該社会福祉施設の施設長、管理者等の職員 ○在宅福祉サービスと連携をとって活動している保健師、看護師、精神科医師又は精神保健福祉士 ○その他	資格取得又は修了後、3年以上の実務経験を有することを要する。

- ※ 「その他」とは、資格等を有する者と同等以上の能力・経験を有すると認められる者をいう（「3年以上の実務経験」を要するものではないが、申請時に「同等以上」の能力・経験を有すると認められる旨の理由書を提出すること。）。
- ※ 実務経験が必要な講師については、実務から長期間離れていないことが望ましい。
- ※ 同一講師が担当できるのは、「項目」欄のうち6項目以内とする。